

見附市一般廃棄物処理基本計画

概要版

平成 24 年 3 月

見附市

－ 目 次 －

第 1 章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	1
第 2 章 ごみ処理基本計画.....	2
1. ごみ処理の基本理念及び基本方針	2
2. 計画目標値.....	3
3. ごみの排出抑制・リサイクル	4
4. 処理計画	6
第 3 章 生活排水処理基本計画.....	8
1. 生活排水処理の目標及び基本方針	8
2. 計画目標値.....	9
3. 生活排水処理計画.....	11
4. し尿・汚泥処理計画	12
5. その他の施策.....	12

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

私たちは、今日まで生活の利便性や物質的な豊かさのみを追求してきました。その結果、生活が豊かになる一方で、膨大な資源を消費し、製品の大量生産、大量消費、大量廃棄をした結果、廃棄物に対して、様々な問題が起きています。

これらの問題を解決するために、国では循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装廃棄物や特定家庭用機器、食品廃棄物、建設廃棄物等を対象とした各種リサイクル法を制定しました。

これらにより、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった3R（スリーアール）を基軸とした循環型社会を推進するための基盤が整えられました。

新潟県もこの3Rをごみ処理施策の基本として位置づけており、見附市（以下「本市」という。）でも3Rの実現に向け取り組んでいます。

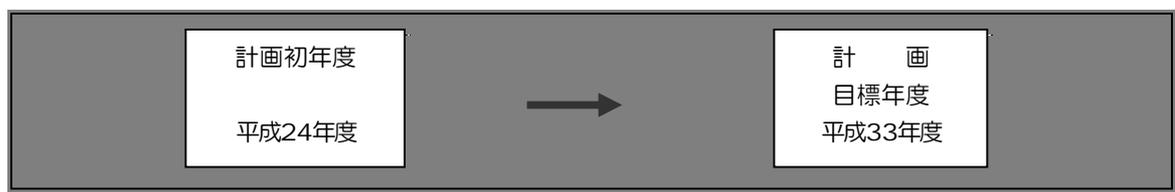
また、生活排水による公共用水域の保全も重要であり、新潟県とともに本市も対策を推進しているところです。

見附市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物処理法に基づき廃棄物や生活排水に関する諸問題に対して生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

本計画の策定に当たっては、環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画、新潟県資源循環型社会推進計画、新潟県污水处理施設整備構想等と整合性を図り、ごみの発生から最終処分までの適正な処理、さらに生活排水の適正処理を実施するための基本的事項を定めます。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とし、計画目標年度は平成33年度とします。



なお、本計画は、おおむね5年ごとに見直すものとし、ただし、経済社会情勢の変化に応じて、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本理念及び基本方針

1. 1 基本理念

発生抑制・資源化を図ったうえでなお排出される廃棄物の適正処理、資源化を推進し、また、処理における余剰エネルギーの有効利用及び省エネ化により、地域における循環型社会の構築に努めることとし、環境基本計画に基づき基本理念を次のように定めます。

- 廃棄物を減らし、適正処理を推進します
- 資源循環型社会を目指し、再利用・リサイクルを推進します

1. 2 基本方針

循環型社会の構築を推進するために、本計画の基本方針を次のように定めます。

1) 排出抑制及び資源化率の向上

3R（発生を抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））を基本として、ごみの排出を削減するとともに資源の回収量を増加させ、資源化率の向上を図ります。

また、社会情勢の変化等により、適宜ごみの分別区分の見直しを行ったり、新たな分別区分を設けることを検討します。

2) 処理施設の整備

焼却施設は竣工後 25 年が経過し老朽化が進んでいます。同様に最終処分場においても水処理施設が老朽化しており、適切な管理の基での運転や修繕が必要になっています。また、次期処理施設の整備が急がれます。

3) ごみの適正処理

処理については、関係自治体と連携・協力を努めます。

2. 計画目標値

2.1 計画目標値

目標年度の平成33年度までに、以下にあげる目標値を達成させます。

- ◆ 目標年度のごみ排出量を 9,000 t / 年以下とします。
- ◆ 目標年度の資源化率を 30%以上とします。
- ◆ 目標年度の最終処分量を 880 t / 年以下とします。

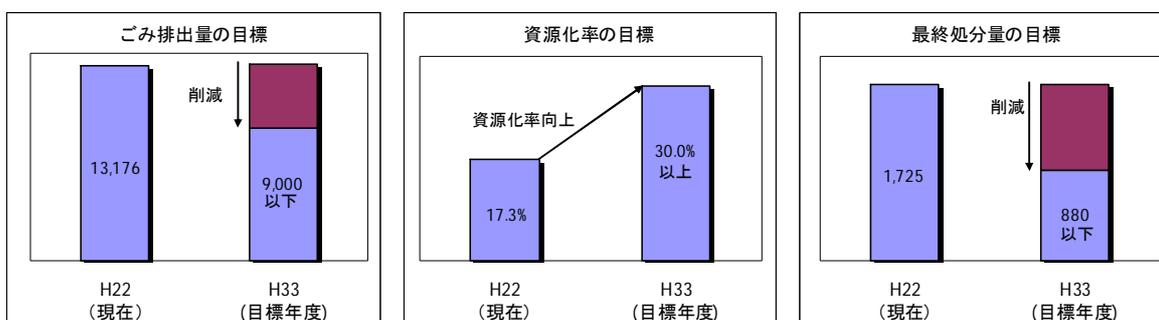


図 2-1 本計画の目標値

2.2 ごみ排出量及び資源化率、最終処分量の予測

ごみ排出量及び資源化率、最終処分量の予測は次のとおりです。

表 2-1 ごみ排出量、資源化率、最終処分量の予測値

項目	H22 (現在)	H33 (目標年度)
ごみ排出量推計値 t/年	13,176	8,703
削減量推計値 t/年		4,473
ごみ排出量目標値 t/年	-	9,000以下
資源化率推計値	17.3%	37.4%
資源化率目標値	-	30%以上
最終処分量推計値 t/年	1,725	584
削減量推計値 t/年		1,141
ごみ処分量目標値 t/年	-	880以下

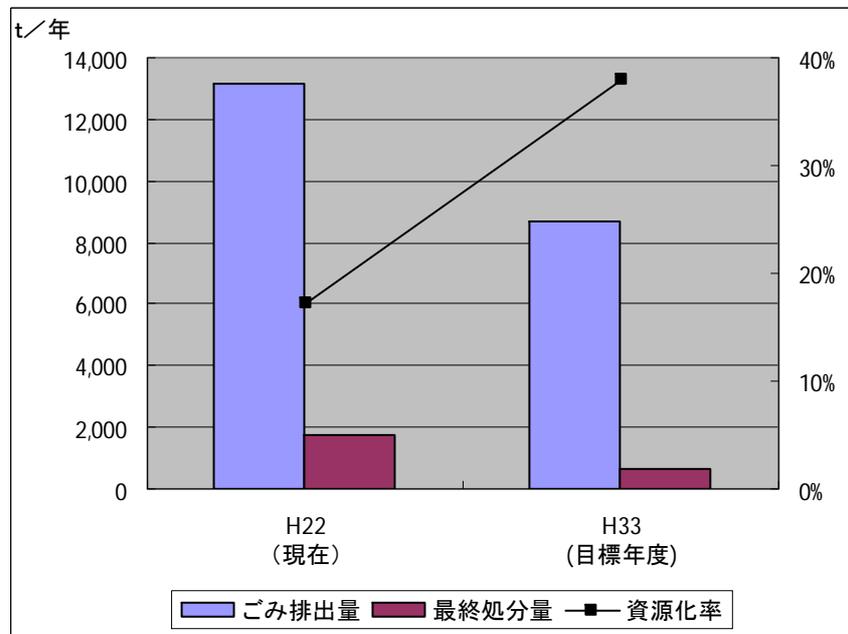


図 2-2 ごみ排出量、資源化率、最終処分量の予測値

3. ごみの排出抑制・リサイクル

3.1 市民・事業者・本市の役割

ごみの排出を抑制するために市民・事業者・本市の役割分担を定めます。

1) 市民の役割

- ★ たばこの吸い殻や空缶の投げ捨てをしないなど、公共マナーを守ります。
- ★ クリーンアップ活動などに積極的に参加します。
- ★ マイバッグの持参や過剰包装の辞退、生ごみの堆肥化など、ごみの発生抑制に努めます。
- ★ ごみ出しのルールとマナーを守ります。
- ★ 所有または管理している土地に、不法投棄されないよう適正な管理に努めます。
- ★ ごみの分別回収への協力などを通じ資源の再利用についての意識を向上します。
- ★ 古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。
- ★ せん定枝を排出する場合は、緑のリサイクル事業に参加・協力します。
- ★ フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用し、不用となった製品の再使用や有効利用に努めます。
- ★ 故障した場合でも修理して使うなど、耐久消費財の長期使用に努めます。
- ★ 紙コップなどの使い捨て商品の使用を控え、ガラスびんやプラスチック

容器の再使用に努めます。

- ★ 生ごみは堆肥化して、再利用を図ります。

2) 事業者の役割

- ★ 事業活動に伴うごみの発生を抑制するため、コピー用紙の使用量抑制や環境配慮型商品の購入などに努めます。
- ★ 販売店において、レジ袋・紙袋などの容器包装の削減に努めます。
- ★ 自ら排出した産業廃棄物について、最終処分が終了するまで適切な管理を行います。
- ★ クリーンアップ活動などに積極的に参加します。
- ★ ISO14001 などの環境マネジメントシステムに基づき、計画的な廃棄物削減に取り組みます。
- ★ 所有または管理している土地に、不法投棄されないよう適正な管理に努めます。
- ★ 事業活動に伴う廃棄物の積極的なリサイクルに努めます。
- ★ 裏紙やミスコピー用紙、使用済みの封筒の再利用を徹底します。
- ★ 自社製品には、分別方法および資源化方法を表示します。
- ★ 不用となった事務機器などの再使用を推進します。

3) 本市の役割

① 廃棄物処理計画の推進

- ★ 循環型社会構築に向け、ごみ処理施設やし尿処理施設の計画的な整備を図ります。
- ★ 最終処分場の延命化を図るため、適切な維持管理に努めます。
- ★ 最終処分場の拡張を計画的に推進します。

② ごみ減量化の推進

- ★ 3R（発生抑制・再利用・リサイクル）の啓発活動を推進します。
- ★ 生ごみ処理機器補助制度により、家庭における生ごみの減量化を推進します。
- ★ マイバック運動などにより、スーパーのレジ袋削減を推進します。
- ★ リユース容器の情報提供に努めるとともに、本市が主催するイベントなどにおいてはリユース容器の利用に努めます。

③ リユース・リサイクルの促進

- ★ 場の提供や広報活動などを通じて、フリーマーケットなどのリサイクル活動を支援します。
- ★ 家庭からの生ごみや学校給食残渣などを堆肥化し、有効利用できるシステムの導入について検討します。
- ★ 使用済み食用油の有効利用を促進します。
- ★ せん定枝のリサイクル事業を継続して推進します。

★ 分別を徹底し、ごみの資源化を推進します。

④ 適正処理の推進

★ 収集や持込ができないごみの取り扱いについての周知を図ります。

★ 廃棄物処理業者に対し、適正処理の指導に努めます。

⑤ 環境教育・啓発活動による市民意識の向上

★ ボランティアによる清掃活動などを通じて、環境教育の充実を図ります。

★ 3R（発生抑制・再利用・リサイクル）の啓発活動を推進します。

⑥ 効率的な収集体制の構築

★ 町内と連携し、ごみステーションの適正な設置や美化対策を推進します。

★ リサイクル関連法による、資源排出を推進します。

⑦ 事業系ごみ減量化の促進

★ 事業系廃棄物の減量化・資源化への取り組みを促進します。

★ 事業系ごみの料金体系の見直しを検討します。

⑧ 清潔なまちづくりの推進

★ 市民・事業者と連携し監視に努め、不法投棄・ポイ捨ての防止を推進します。

★ クリーン作戦などの清掃美化活動を積極的に実施し、清潔で美しいまちづくりに努めます。

★ 不法投棄多発箇所については、監視を徹底し、不法投棄がしにくい環境づくりに努めます。

★ 空き地の適正な管理を所有者等に指導します。

★ 快適空間づくり事業を通して、市民との協働による美しいまちづくり活動をする人材を育てます。

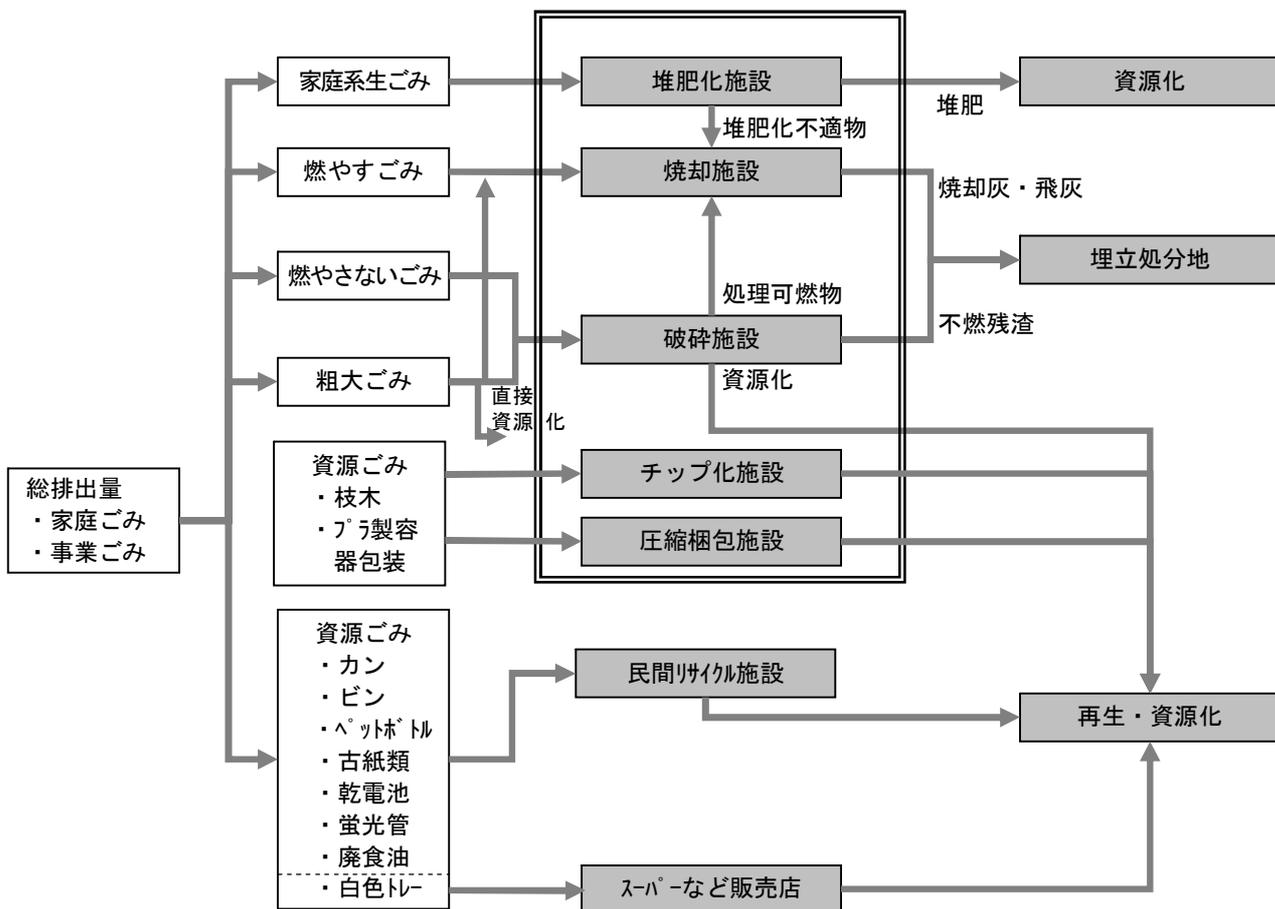
4. 処理計画

4. 1 収集方式

表 2-2 ごみの種類及び収集方式

区分	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	
				カン、ビン、ペットボトル、乾電池、古紙類、蛍光灯、廃食用油	プラスチック製容器包装
収集方式	ステーション方式	ステーション方式	戸別収集方式	ステーション方式	ステーション方式

4. 2 処理フロー



新たな分別区分が発生した場合は適宜検討します。

図 2-3 ごみ処理フロー

4. 3 次期ごみ処理施設の整備

1) ごみ焼却施設の整備

施設の更新の検討に当たっては、更新時期、設置場所、処理能力、処理方式等を十分に考慮する必要があります。

2) 生ごみ処理施設

家庭から排出される生ごみ処理の実証実験を平成 23 年度に実施しました。その結果を踏まえ、施設整備等の検討をする必要があります。

3) 最終処分場

埋立残余容量は少なくなっていることから、ごみの減量とリサイクルを進め、延命化を図るとともに、新たな最終処分場の確保に向けた取り組みが必要です。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の目標及び基本方針

1. 1 生活排水処理の目標

平成 33 年度までに、生活排水処理率 98%以上を目指します。

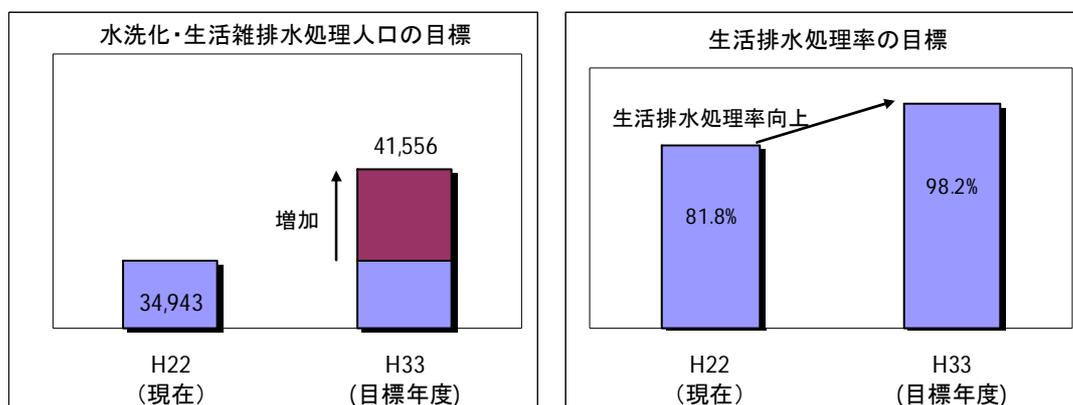


図 3-1 本計画の目標値

1. 2 生活排水処理の基本方針

生活排水処理率 98%以上を達成させるために基本方針を次のように定めます。

1) 下水道

下水道整備事業進めることにより、接続人口を増加させます。

2) 農業集落排水

農業振興地域においては、農業集落排水事業を継続して行います。また、農業集落排水を処理した脱水汚泥の資源化を図ります。

3) 合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水事業で処理できないような区域については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

4) 単独処理浄化槽及びし尿汲み取り

公共下水道整備区域内や農業集落排水区域にある単独処理浄化槽やし尿汲み

取り家庭は速やかに各施設への接続を指導します。また、これらの区域以外で単
独処理浄化槽やし尿汲み取りである場合は、合併処理浄化槽への切り替えを推進
します。

5) し尿・浄化槽汚泥の処理

引き続き、葛巻下水処理場をし尿・浄化槽汚泥の処理施設として活用します。

2. 計画目標値

2.1 生活排水処理形態別人口

本市では、平成 33 年度の目標年度までに、生活排水処理率 98%以上を目指し
ています。単独処理浄化槽人口やし尿汲み取り人口、さらに合併処理浄化槽人口を
取り込み、下水道人口を大きく伸ばし、農業集落排水人口を増加させる計画です。

表 3-1 生活排水処理形態別人口の予測

単位:人

項 目	平成22年度	平成33年度
計画処理区域内人口	42,692	42,330
水洗化・生活雑排水処理人口	34,943	41,556
①下水道	30,594	37,123
②合併処理浄化槽	910	780
③コミュニティ・プラント	0	0
④農業集落排水処理	3,439	3,653
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,566	556
非水洗化人口	2,183	218
し尿汲み取り人口	2,183	218
自家処理人口	0	0
生活排水処理率	81.8%	98.2%

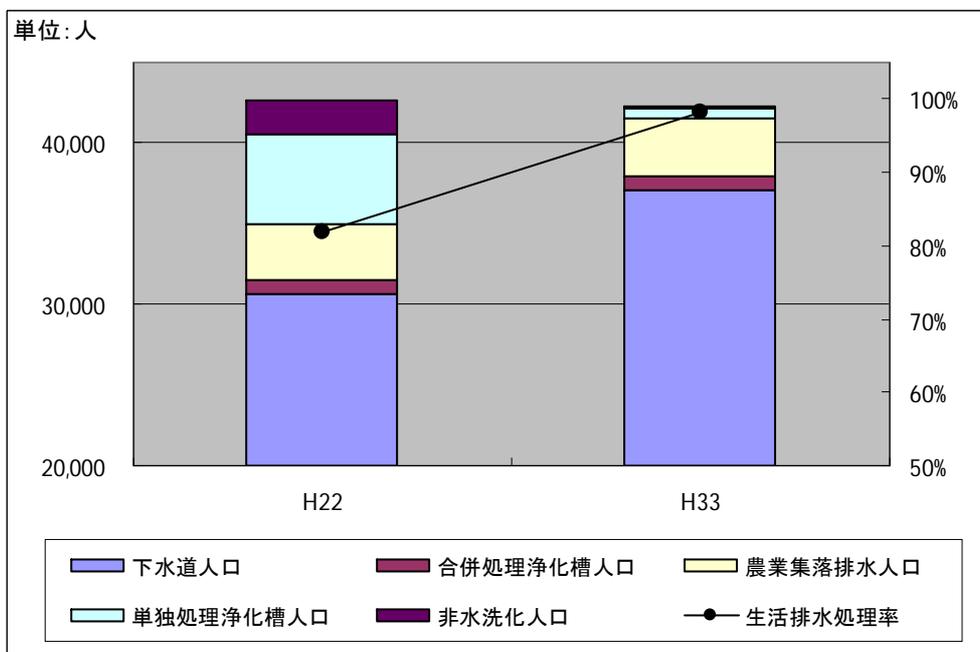


図 3-2 生活排水処理形態別人口の予測

2. 2 し尿及び浄化槽汚泥処理量

し尿及び浄化槽汚泥の予測量は次のとおりです。単独処理浄化槽、し尿汲み取り人口の減少とともに、し尿及び浄化槽汚泥の処理量も大幅に減少する見込みです。

表 3-2 し尿及び浄化槽汚泥量の予測

単位：kL

項目	平成22年度	平成33年度	原単位 (L/人・日)
合併処理浄化槽人口(人)	910	780	
単独処理浄化槽人口(人)	5,566	556	
し尿汲み取り人口(人)	2,183	218	
合併処理浄化槽汚泥	4,268	1,016	3.57
単独処理浄化槽汚泥		308	1.52
し尿量	2,082	208	2.61
し尿量等合計	6,350	1,532	

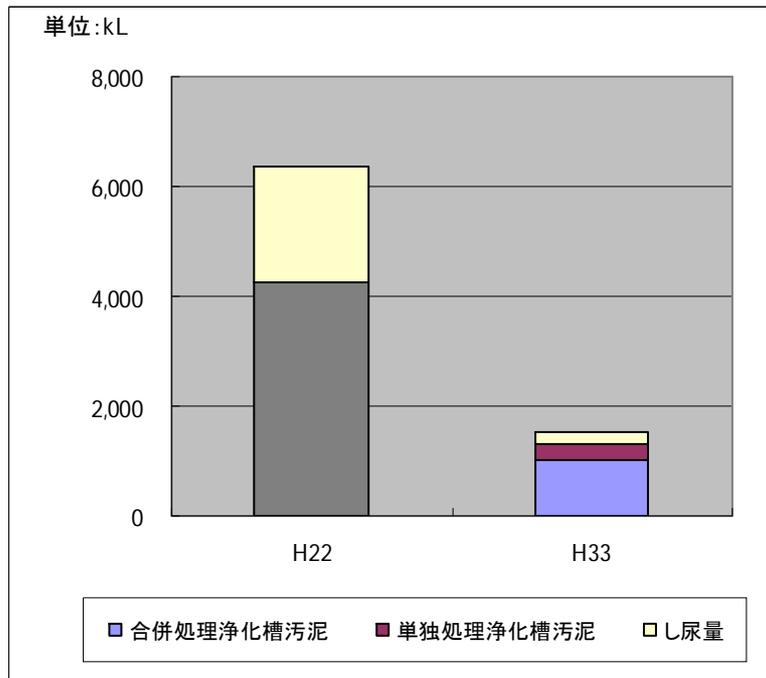


図 3-3 し尿及び浄化槽汚泥量の予測

3. 生活排水処理計画

3. 1 目標年度における生活排水処理の主体

平成 33 年度の目標年度における各生活排水処理施設の運営管理の主体は次のとおりです。

表 3-3 生活排水処理の主体

種類	運営管理の主体
公共下水道	本市
農業集落排水	本市
合併処理浄化槽	汚泥の収集：本市 浄化槽の管理：個人

3. 2 生活排水処理施設整備の検討

本市では、し尿や浄化槽汚泥をし尿前処理設備から、下水道に投入しています。今後も下水投入を継続していきませんが、本施設は昭和 62 年設置で、24 年が経過しており、老朽化が著しいため、早急な整備が必要です。

4. し尿・汚泥処理計画

4. 1 収集運搬計画

1) 基本方針

効率的な収集・運搬体制を維持するため、適宜収集車両の適切な数量・配置を行います。

2) 収集・運搬の対象

収集・運搬の対象を、引き続き本市の行政区域内のし尿汲み取り家庭や浄化槽設置家庭とします。

4. 2 中間処理・最終処分計画

1) 基本方針

生活排水処理率の向上を目指し、適切な処理を継続させます。

2) 中間処理計画

本市では下水道を中心とし、農業振興地域では農業集落排水事業を推進し、これらの処理区域外では合併処理浄化槽の設置を推進しています。今後も生活排水処理率 98%以上を目指し、これらの施設の普及を図るとともに適切な維持管理を継続させます。

3) 最終処分計画

引き続きし尿や浄化槽汚泥の下水道投入を行い、見附市最終処分場に入るごみ量を抑えます。

5. その他の施策

5. 1 市民・事業者・行政の役割

1) 市民の役割

- ★ 下水道への接続や浄化槽の設置・適正管理などにより、排水対策に努めます。
- ★ 家庭の台所から調理くずや油を流さないなど、生活排水の浄化に努めます。
- ★ 洗剤は自然に分解しやすい物を適量だけ使用します。

- ★ 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

2) 事業者の役割

- ★ 河川などへの放流水質を改善するため、発生源の汚濁負荷量の低減を図ります。
- ★ 排水処理施設の整備・点検を適切に実施します。
- ★ 事故発生時に有害物質などが流れ出ないように、危機管理体制を強化します。
- ★ 河川の清掃・美化活動に協力・参加します。

3) 本市の役割

① 水質監視体制の整備

- ★ 水質汚濁防止に向けて関係機関と連携し、対応していきます。(指標)
- ★ 水環境の改善を図るため、必要に応じて事業者との公害防止協定を締結します。

② 水環境対策の推進

- ★ 家庭での使用済み食用油の適正処理などの普及・啓発に努めます。
- ★ 市民との協働による河川の清掃・美化活動を推進します。

③ 公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽等の普及促進

- ★ 公共下水道事業認可区域や農業集落排水事業区域における整備の推進に努めます。
- ★ 公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内における加入を促進します。
- ★ 下水汚泥を堆肥化し、家庭菜園における肥料として使用するなど、汚泥の利活用を推進します。
- ★ 公共下水道や農業集落排水事業とともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。